

陳情第7号

令和7年12月1日受理
(総務企画常任委員会)

庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情

陳情者 パワハラから職員を守る千葉県民の会
我孫子市代表 安藤 賢二

件　　名 庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情

要　　旨

1. ハラスメント防止及び庁舎管理規則の観点から、庁舎内における議員による政党機関紙の勧誘行為を禁止する旨を、改めて行政と議会で明確に確認し、徹底してください。

2. 心理的圧力を受けた結果、現在も購読を継続している職員への救済措置として、現行の契約を一旦すべて中止し、継続を希望する職員には改めて契約期間を含めて自発的意思に基づいて申し込む手続きを実施するようにしてください。

3. 職員が自発的に購読することは自由です。ただし、庁舎内の政治的中立性に疑念を生じさせないため、配達・集金を伴わない電子版購読、または自宅への配達とする方法に切り替えられるよう努めてください。住民に公明正大に説明できない慣習をいつまでも引きずるべきではなく、職員個人の思想信条および政治的な自由を担保できる形で、庁舎内では原則中止（禁止）すべきと考えます。

理　　由

パワハラから職員を守る千葉県民の会（県民の会）は、令和6年から庁舎内における政党機関紙の勧誘が議員から職員へのハラスメントに当たり、政治的な中立性にも疑問があり、千葉県の市町村に陳情を出して改善を求めてまいりました。千葉県の12市町村で陳情が採択され、8市町村でアンケートがおこなわれ、実態が明らかになりました。

我孫子市では、勧誘を受けた職員のうち、73%が心理的な圧を感じおりました。

私は、市民の為に一生懸命働いて下さる職員の皆様が庁舎内で議員から心理的圧を感じているのは問題と思い、「陳情第2号、政党機関紙の庁舎内勧誘が庁舎管理規則の禁止行為であることの確認を求める陳情」を出しましたが、不採択になりました。

その理由が、議事録から確認すると、「今後、政党機関紙の庁舎内の勧誘を行う場合は、庁舎利用許可申請書を提出し、管理者の許可を受けた上で、平日の昼休み時間のみの許可となり、また職員本人の購読の意向及び希望する講読期間を確認した上で契約を取り交わすことが前提となるということも確認されました。よって、こちらの政党機関紙の庁舎内勧誘が庁舎管理規則の禁止行為であることの確認を認める陳情に関しては、願意妥当として認められないと思います。」と確認できました。

これでは、心理的な圧を感じている職員がいるのに、問題解決せず許可証を出

すのは、ハラスメントの解決にはならないと思いますので、新たな陳情を出すことにしました。

議員から職員への政党機関紙勧誘は、勧誘者の意図に関わらず、「心理的圧力」が伴っていることは明らかであり、同時に、職員が庁舎内で政党機関紙を購読し、お金のやりとりまですることは政治的な中立性から見て疑念がいだかれる行為です。

問題決着の在り方として、庁舎内では原則勧誘禁止を明確にしたうえで、職員個人の思想信条の自由を担保できる形での救済措置の実施を求めます。

具体的な提案です。庁舎内で配達・集金・勧誘を原則中止（禁止）しても、購読希望する職員にとって問題がない社会環境になりました。

① 議員による勧誘は庁舎内管理規定で明確に禁止されています。議員からの勧誘は、心理的圧力やハラスメントを生じさせる事が実態調査で確認されていますので、ハラスメント防止の観点から、電話を含め明確に禁止を確認する。

②（議員から勧誘されることなく）職員が自発的に購読希望する際は、自分でウェブサイト等から申し込むようになります。現在、しんぶん赤旗日曜版も含め各政党機関紙が電子化されています。また、集金もクレジット決済が可能です。職員は、庁舎内での配達・集金が生じない購読方法を選択することで、庁舎内の政治的中立性への疑念払拭に配慮できる。

上記の実例として、群馬県渋川市では、ハラスメントへの懸念から議員から職員への全ての営業行為を禁止する事を申しあわせました。また、愛知県あま市や栃木県壬生町では、アンケート調査結果を踏まえて、全職員の政党機関紙契約を一旦白紙にし、自分の意志で購読したい方が再度申し込む方法で対応しました。

こうした先行自治体の取り組みを踏まえ、アンケート結果を真摯に受け止めるとともに、社会全体から行政運営に向けられる厳しい視線を重く認識し、対応についてご検討くださいますようお願いします。

我孫子市議会議長 様

陳情第8号

令和7年12月1日受理
(総務企画常任委員会)

職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用および行政の政治的中立性確保を求める陳情

陳情者 パワハラから職員を守る千葉県民の会
我孫子市代表 安藤 賢二 外1名

件　　名 職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用および行政の政治的中立性確保を求める陳情

要　　旨

以下の3点について議会として、市にはたらきかけをしていただきたいと考えます。

1. 行政と職員団体の間で、チェックオフ（組合費の給与天引き）に関する明確な合意文書（労使協定または覚書等）が締結されているか確認してください。

未締結の場合は速やかに締結し、その内容・法的根拠・運用手順を公表、ないし情報公開制度により取得可能な状態としてください。

合意に当たっては、行政の政治的中立性に十分配慮し、チェックオフを利用する職員団体が、庁舎内において特定政党（議員・候補者を含む）への支援や政治活動への呼びかけを行わない旨を明確に約束するように確認してください。

2. 組合員一人ひとりが署名した「チェックオフ同意書」を行政が保管しているか確認してください。

未整備の場合は改めて個別同意を取得するとともに、チェックオフの利用・不利用、組合の加入・非加入および活動参加・不参加の自由が不利益取扱いなく保障されるよう、加入手続きおよび停止手続の方法を明示してください。

3. 地方公務員法第36条の趣旨に基づき、庁舎・設備・資金を政治活動に利用しないよう、職員に対して政治的中立性を保持する義務の内容を、職員研修や通知等を通じて明確に周知徹底してください。

理　　由

行政の政治的中立性は、地方自治体が住民の信頼を得て公正に運営されるための最も基本的な原則です。地方公務員法第36条は、職員の政治的行為を制限し、庁舎内における特定政党や議員・候補者への支援活動を禁止しています。

しかし一方で、職員団体（自治労・自治労連など）においては、組合費が給与から自動的に天引き（チェックオフ）され、その一部が上部団体を通じて特定政党・議員・候補者の支援活動や政治的活動に充てられているとの報告があります。

チェックオフは、行政が公的な給与システムを用いて組合費を一括徴収・送金することにより、団体側が本来負担すべき事務手数料や振込手数料を免除する、法令上認められた便宜供与制度です。しかし、その資金の一部が政治活動や特定政党の支援に用いられている場合には、制度の趣旨を逸脱し、結果として行政の政治的中立性を損なうおそれがあります。

地方議会では、議員個人の会派費や政党支部費について給与天引きを廃止し、自主的な振込納付方式へ移行する事例も確認されています。

職員団体の組合費チェックオフについても、政治活動を行う、あるいは特定政党・議員・候補者を支援・支持する団体においては、行政の給与支給システムからの分離が望ましく、各職員が自らの意思で振込や口座引落により納付する方式への移行を検討することが、公正で中立な行政運営の確保に資すると考えます。

一方、職員団体がチェックオフ制度の継続を希望する場合には、当該団体が庁舎内での政治的活動や特定政党・議員・候補者の支援表明を控える配慮を行い、行政との協議を通じて、住民に政治的中立性への誤解を生まないよう透明性の構築に努めることが求められます。

あわせて、地方公務員法第52条により、労働組合（職員団体）への加入・非加入は完全に任意であり、職員個人の自由意思が最大限に尊重されなければなりません。しかしながら、近年もなお、加入・非加入や活動参加において、職員の自由意思が十分に反映されない事例が報告されており、行政と職員団体は改めて職員個人の自由と意思決定の尊重を確認する必要があります。

以上の理由から、行政の労働組合（職員団体）によるチェックオフ制度の運用に際しては、

1. 行政の政治的中立性の確保
2. 地方公務員法第36条に基づく政治的行為の制限
3. 職員一人ひとりの組合加入・非加入、活動参加の自由の尊重

という三原則のもとで、制度的な矛盾や不透明さを排除することが求められます。

これらの原則が住民に十分理解・納得される形で提示・公開されるよう、関係者間で制度運用を丁寧に再確認し、必要に応じて見直し・合意形成を行ってください。

なお、広島県ウェブサイトに掲載されている「組合費のチェックオフの注意点」に記載のとおり、チェックオフを運用するには、

- ① 当該事業場の過半数組合（ない場合は労働者の過半数代表者）と行政との間で労使協定（合意文書）を締結すること
 - ② 個々の組合員から組合費支払の委任同意を受けること
- の二条件が必要です。

これらが欠けている場合は「違法状態」と評価される可能性があるため、速やかに確認し、行政の政治的中立性および公金取扱いの適正性の観点から、疑念を生じさせないよう改善を求めます。

我孫子市議会議長 様

請願第15号

令和7年11月14日受理

我孫子市議会議員定数を削減しないよう求める請願

請願者 我孫子市新木野3-22-12
新日本婦人の会我孫子支部
代表 横山とみ

紹介議員 船橋 優

件　　名 我孫子市議会議員定数を削減しないよう求める請願

要　　旨

我孫子市議会議員定数を、現在24名から21名に削減するのは止めてください。

理　　由

1. 議員は、市民の声を議会に届けてくれる代表です。議員の数を減らせば、少數意見や地域の課題などが議会に届きにくくなります。
 2. 議員定数の削減や削減理由が市民に知らされていません。
 3. 今回、アンケートやパブリックコメントなどもなく、一回の公聴会だけで市民の声を十分に聞いたとは思えません。しかも、公聴会で多かった議員定数削減に反対の意見を考慮せずに12月議会の初日に提案・採決を行うのは納得できません。
 4. 議員の数を減らせば、現在でも少ない女性議員がもっと減ることが予想され、男女共同参画を推進する我孫子市の方針に反すると共に、女性が抱える困難が議会で取り上げられにくくなります。
- 以上のことから私たちは、議員定数削減に反対します。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願いたします。

我孫子市議会議長 様

請願第16号

令和7年11月14日受理

我孫子市議会の議員定数削減に反対することに関する請願

請願者 我孫子市天王台6-4-41

平和・民主・革新の日本をめざす我孫子
市の会

代表世話人・事務局長 中村 良雄

紹介議員 船橋 優

件　　名 我孫子市議会の議員定数削減に反対することに関する請願

要　　旨

我孫子市議会議員定数現行24人を21人へ3人削減する条例内容は発議者の削減理由が不明確です。

審議日程もあまりにも性急すぎることもあり、時間をかけて慎重に審議すべきであり反対です。

理　　由

提案者の削減理由のひとつに財政面を上げていますが、3人を削減しても約2,500万円であり、市の予算から見ればわずかに0.052%であり削減効果は極めて少ないです。議会の活性化を言うのであれば一部の議員は一度も質問をしない者もおり、市長・行政の言うままの議員の見える化をして活性化を図るべきでしょう。

さらに、議運の日程によれば議会初日に提案・採決とされていますが、通例では最終日となっています。

市民には広く削減の主旨は知らされてはなく、市報には大きなスペースを取り知らされていません。多くの市民は市のホームページは開き方もわからず、見ていません。

充分な広報と議会の審議が必要と思われ、本議案には反対します。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願いたします。

我孫子市議会議長 様

請願第17号

令和7年11月14日受理

議会改革と議員定数削減問題に関する請願

請願者 我孫子市湖北台7-3-16-403
全日本年金者組合我孫子支部
支部長 早川十郎

紹介議員 船橋 優

件名 議会改革と議員定数削減問題に関する請願

要旨

これまで我孫子市の議員定数問題は、三度の議会審議を経て、慎重な論議の結果、現在の定数に至っています。

目下、国や市に於いても情勢は大変厳しくなっている中で市民の声を議会へ届ける市議会議員の役割は一層重要となっています。

議会改革の一環としての議員定数問題は慎重の上にも慎重な議論を重ねることが重要です。

議員定数削減について、十分な議論の時間と拙速な議会運営に陥らないことを求めます。

理由

先般、10月29日の議員定数問題に関する公聴会に9人の公述人が陳述し、賛成が2人、反対が7人となりました。

即ち、議会改革のために議員定数削減は解決策にはならないとの意見陳述が多数出たのは当然です。

また、議会での論議が不十分なまま議会初日に議案を提出し、採決するなどは議会運営からも乱暴な進め方であり、言語道断と言わざるを得ません。

十分な論議と議会運営の正しい道を歩む様に請願します。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願いたします。

我孫子市議会議長様

請願第18号

令和7年11月14日受理

我孫子市議会議員定数削減に関する請願

請願者 我孫子市布佐1-15-9
加藤年史

紹介議員 船橋 優

件名 我孫子市議会議員定数削減に関する請願

要旨

議員を削減することに諸問題があると考えます。
そこで、今後、再審議して検討していただきたい。

理由

1.これまでの我孫子市の議員定数問題については、3度の条例改定を行ってきましたが、いずれも「市議会に関する市民アンケート」など、より丁寧な内容で取り組んできました。しかし、今回は「市民アンケート」を取ることなく、「あびこ広報」の知らせと10月29日の「公聴会」だけでした。市民の声を広く聞いたり、我孫子市の発展のためにも、もっときめ細かな対応が必要であったと考えるからです。

2.議会改革と議員定数は、イコールではありません。行政経費の無駄をあらため効率的な市政を創ることは重要ですが、議員定数については単純に直結すべきでないと考えるからです。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願いたします。

我孫子市議会議長様

陳情第6号

令和7年11月14日受理

我孫子市議会議員定数削減をしないことを求める陳情

陳情者 我孫子市天王台1-10-15
中川 美保子

件名 我孫子市議会議員定数削減をしないことを求める陳情

要旨

我孫子市議会議員定数24名を減らさないでください。

なぜ議員を3名も減らすのか、市民に説明されずに決めようとしていることは、市民の知る権利の侵害です。

5年前に削減案が出された時、公聴会の反対意見を尊重し、議会に提出されませんでした。今回も公聴会は、反対意見が多かったと聞いています。

現在その当時と比べて人口の変化は、ほとんどありません。

削減理由が明らかにされていない中、議員数を減らすのは市民の声が届かなくなる心配があります。

削減理由が財政難にあるなら、無駄を無くし健全財政を検討するべきです。

民意の反映としての議員数を減らさないでください。

理由

議員定数を減らすことは、市民の声を聞く耳を少なくすることです。議員の仕事は市民の声を行政に反映させ、市長をはじめ行政のチェックをすることだと思います。

東西に長く、地域性も違う我孫子市は市民の声が、行政に届きにくい感じがしています。今までさえ市会議員とのつながりが希薄で、何をしているのかわからないという声も聽かれます。

議員定数を減らすよりも、議員の仕事を見えるようにすべきです。議会で、一度も質問しない議員や行政や、市長の言うままに住民の生活改善に取り組もうとしない議員もいます。

我孫子市に若い世代が移住してくるためには、住みたいと思える街づくりが求められます。議員を減らすのではなく、もっと議員さんには働いてもらい、市民の声が届く市政しなくてはいけません。そのためにも議員定数削減はしないでください。

我孫子市議会議長様